

大野市上下水道課 令和2年度水質検査計画

大野市上下水道課では、水質基準に関する省令を遵守し、水道法施行規則第15条第6項および第7項に基づいて、令和2年度の水質検査計画を策定しました。

水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 浄水及び原水の状況
4. 水質検査項目、検査地点、検査頻度
5. 臨時の水質検査
6. 水質検査の方法
7. 関係機関との連携等
8. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

1. 基本方針

- (1) 検査箇所は、上水道および各簡易水道の給水栓（蛇口）と原水（水源）とします。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目等とします。
- (3) 検査頻度は、水道法の規定および過去の検査結果と水源の種類などに基づき実施します。

2. 水道事業の概要

大野市では、市街地を中心とした上水道と和泉地区など11箇所の簡易水道があります。施設の概要については、【資料1】のとおりとなっています。

3. 浄水および原水の状況

水源は、主に地下水で一部の簡易水道では伏流水を利用しています。

水質は良好で、2地区の簡易水道で急速ろ過によりマンガンの除去を行っている以外は、塩素消毒による浄水処理を行うだけで、安全で安心な飲料水を各家庭に供給しています。

原水については、年1回の水質検査を行っており、過去においても水源の汚染はなく、安定した水質を維持しています。また、伏流水については、山の奥深い箇所を水源としており、現在のところ人為的な汚染はない状況で、良好な水質の原水が確保できています。

4. 水質検査項目、検査地点、検査頻度

(1) 水質検査項目

水道法等で検査が義務づけられている毎日検査項目、水質基準項目、水道水質管理上留意すべきとされる水質管理目標設定項目とします。また、原水の指標菌検査及びクリプトスポリジウム等検査を必要に応じて行います。

(2) 検査地点および頻度

毎日検査（色、濁り、残留塩素の検査）を1日1回行います。

水質基準を定める省令に定められた51項目および原水検査については、【資料2】のとおり行います。なお、水道法施行規則第15条第1項第三号ハの規定に基づき、過去3年間の水質検査結果が基準の1/5以下の項目については、年1回に検査回数を減じます。

また、指標菌検査、クリプトスポリジウム等検査については、【資料3】のとおり行います。

5. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、水道水が以下のような場合により、水質基準に適合しないおそれがあるときに実施します。

- (1) 水源等で色及び濁りが生じるなど水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき
- (3) 配水管の大規模な工事等、水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (4) その他特に必要があると認められたとき

6. 水質検査の方法

水質検査は、水道法第20条第3項の厚生労働大臣の登録を受けた者に委託し行います。

検査方法は、水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号(最近改正を使用))、残留塩素については水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法(平成15年9月29日厚生労働省告示第318号(最近改正を使用))、水温については「上水試験方法」(最新版)により行うものとします。

7. 関係機関との連携等

水質汚染事故が発生した場合は、速やかに県の関係機関に通報し、必要な助言を受けるとともに、関係部局及び水質検査委託機関と連携を図りながら対応していきます。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

水質検査計画は大野市のホームページに掲載します。また、検査結果は大野市上下水道課内において縦覧します。